平成２４年（フ）第４８２号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目33番５号
シャトレーひばりＥ―101号
債務者　正木えみ子（旧姓岩山）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９３号
三重県伊賀市柏尾1421番地の２
債務者　小坂　篤司
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第９４号
三重県伊賀市緑ケ丘東町814番地の１
債務者　宮本　正文
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２５４号
三重県員弁郡東員町大字瀬古泉763番地１
セブンハイツ２、前住所三重県員弁郡東員町大字北大社795番地１
債務者　シルベイラ　カチア　ハヤマ　レイス
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
三重県員弁郡東員町大字瀬古泉763番地１
セブンハイツ２、前住所三重県員弁郡東員町大字北大社795番地１
債務者　ダ　シルベイラ　ルイス　カルロス
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
三重県桑名市多度町香取2122番地127
債務者　川畑　浩巳
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
三重県桑名市多度町香取2122番地127
債務者　川畑由香子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
三重県四日市市東日野町468番地１
債務者　鎌田　典子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
三重県三重郡菰野町大字菰野991番地４　柴田アパート107、旧住所三重県四日市市中川原２丁目３番５号
債務者　福井　信子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
三重県四日市市大字塩浜2886番地
債務者　村木みどり
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
三重県員弁郡東員町大字鳥取33番地　メゾン27―201
債務者　江﨑　　稔
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
三重県員弁郡東員町大字鳥取33番地　メゾン27―201
債務者　江﨑　和美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１５３６号
京都市南区吉祥院前田町22番地30
債務者　大平　正美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４０号
京都市山科区上花山講田町56番地１　グレースコート洛203号
債務者　タカデンこと　髙橋佐智夫
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６８号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地19―401号
債務者　藤原　妙子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７１号
京都市伏見区石田桜木11番地21　ヴィラ伏見211、前住所京都市伏見区石田森西１番地
いわたの森市営住宅６―507
債務者　藤田かおる
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０６号
京都市右京区太秦御領田町14番地28
債務者　片山眞智子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７３６号
兵庫県尼崎市開明町２丁目47番地の５
債務者　江城斗一こと　文　　斗一
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係